

2024年7月23日

会員事業者各位

## ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について

一般社団法人日本コミュニティーガス協会  
会長 古野 晃

今般、資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室より添付「ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について（周知）」が発出されました。

この文書は「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」施行規則の一部を改正する省令が公布され、一部が7月2日から施行されたことを受け、引き続き、ガスの適正な取引の確保に向けて、関係法令等の遵守をお願いするものです。

宛先は「ガス小売事業者」となっていますが、液石販売と同様にLPガスを原料としているコミュニティーガス事業者は、特に真摯に受け止めなければなりません。会員事業者には、周知文書にとどまらず、「適正なガス取引についての指針」及び「ガスの小売営業に関する指針」を熟読理解し、コミュニティーガス事業の適正な運営を継続するよう求めます。

また、資源エネルギー庁のHPに「LPガスの取引適正化に関する情報提供窓口（通報フォーム）」が設けられています。通報される方には、そのLPガス取引が、液石法の対象かガス事業法の対象かは判断できないと思われます。会員事業者は通報の対象とならないよう、ガス事業法関係法令、指針の遵守を徹底するようお願い致します。

当協会としては、以下のような状況が生じているとの認識の下、厳正に対処すべく、協会の見解として、別紙「設備等の無償提供等に関するQ&A」を作成したので、ご参考いただきますようお願い致します。

- ① 総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通WGにおける「LPガスの商慣行是正に関する中間とりまとめ案と省令改正案」の審議を経て、2月9日から液石法の改正省令案等がパブリックコメントに掛けられたころから、LPガス販売事業者の間に、改正省令案は液化石油ガスの販売について規制するもので、ガス事業法が適用されるコミュニティーガス事業には影響しないとの誤解が生まれていること。
- ② 実際に、賃貸集合住宅タイプの新設コミュニティーガス団地において、「内管・ガス器具等を無償貸与し、その費用を入居者からのガス料金で回収したい。」旨の相談があったこと。

以上

## 別紙「設備等の無償提供等に関するQ & A」

ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について、ガス事業法等の趣旨を踏まえ、厳正に対処するため、協会として遵守すべきとする事項を「Q & A」として以下に示します。

問1 賃貸用集合住宅団地の内管・ガス設備あるいはその他の設備（エアコン等）を建物の所有者（施主）に低価格で販売し又は無償貸与し、入居者（需要家）が支払うガス料金からその費用回収を行って良いか。

回答1 不可です。設備の販売又は貸与の相手方は施主ですから、その費用は施主から回収しなければなりません。ガス料金に設備費が含まれている場合には、ガス事業法第14条及び同法施行規則第13条第1項第7～9号の規定により、その内訳をガスの需要家に説明しなければなりません。この際、施主が所有し又は貸与を受け、施主が負担すべき費用がガス料金に含まれていることを知れば、当然問題となります。したがって、この費用は回収できなくなりますので、実行できません。また、第15条の契約締結後の書面にも記載しなければならず、この書面を交付しない、または虚偽の記載をした場合には処罰の対象となります（ガス事業法第200条第2号）。

問2 コミュニティーガス団地内の新築戸建住宅の内管・ガス設備あるいは其の他の設備（エアコン等）を、その住宅を所有する居住者に無償で貸与することは可能か？有償で貸与する場合はどうか？分割払い販売することはどうか？

回答2 無償貸与は、需要家の他エネルギー（液石販売、オール電化等）への変更の自由を奪うことになり、認められません。（回答3の⑥参照）

有償で貸与することは、料金の根拠、貸与期間、貸与期間満了後の取扱い等が明確であれば可能かとも思われます。しかし、需要家の他エネルギーへの変更の自由を奪うことには変わりはなく、やはり行うべきではありません。

ガス小売供給約款では、内管費用は全額一括払いを前提にしています。しかしこれを需要家の要望を受け、別途販売契約を締結し、請求根拠が明確であり、中途解約の場合の取り扱い等に問題がなければ、分割払いにすることは可能と考えます。代金の回収をガス料金の請求と同時にすることも問題ないと考えます。

問3 「適切なガス取引についての指針」では、どのような行為が問題となる行為と記載されているか？

回答3 適正なガス取引についての指針では、

「第2部 適正なガス取引についての指針」

「2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為」

「(1) 小売供給」

「イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」

に以下の項目に分けて記載されている。確認していただきたい。

- ① セット販売における不当な取扱い
  - (i) セット割引による不当な安値設定
  - (ii) 他のガス小売事業者の業務提携に対する不当な介入
- ② 特定の需要家に対する不当な安値設定
- ③ つなぎ供給における不当な高値設定等
- ④ 戻り需要に対する不当な高値設定等
- ⑤ 不当に高い解約補償料の徴収等
- ⑥ 設備等の無償提供
- ⑦ 物品購入・役務取引の停止
- ⑧ 事実に反する情報の需要家への提供
- ⑨ スイッチングにおける不当な取扱い
- ⑩ 複数の行為を組み合わせた参入阻止行為
- ⑪ 他の事業分野における独占的な地位の利用

以上

# 添 付

事務連絡  
令和6年7月12日

ガス小売事業者 各位

資源エネルギー庁  
電力・ガス事業部  
ガス市場整備室

## ガス小売事業者が行う設備等の無償提供等について（周知）

今般、LPGガスの商慣習是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和6年経済産業省令32号）が令和6年4月2日に公布され、そのうち、液化石油ガス販売事業者による過大な営業行為の制限を含む一部が、同年7月2日に施行されたところです。これを踏まえ、下記について周知いたします。

### 記

別添の「適正なガス取引についての指針」に記載のとおり、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがあります。また、当該行為は、ガス小売事業者間の公正な競争を阻害するおそれがあり、ガスの適正な取引の確保の観点からも問題となる可能性があります。

なお、別添の「ガスの小売営業に関する指針」に記載のとおり、ガス導管事業者に対して支払った工事費等をガス料金に含めて回収する場合には、需要家への請求書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましいこと、供給条件の説明義務（ガス事業法第14条第1項）の内容として、「導管、ガスマーテーその他の設備に関する費用」（同法施行規則第13条第1項第8号）がガス料金に含まれる場合にはその旨を明示する必要があることなどにも御留意ください。

ガス小売事業者の皆様におかれましては、引き続き、ガスの適正な取引の確保に向けて、関係法令等の遵守をお願いいたします。

以上

## ○適正なガス取引についての指針（令和3年4月1日 公正取引委員会・経済産業省）（抜粋）

## 第二部 適正なガス取引についての指針

## I 小売分野における適正なガス取引の在り方

## 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

## (1) 小売供給

## イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

## (6) 設備等の無償提供

ガス小売事業者がガスの小売供給に付随して需要家に物品や金銭等の景品類を提供すること自体は、事業者の創意工夫により需要家へのサービスの向上に寄与し得るものであるが、ガス小売事業者が、競争者の新規参入を阻止するために通常需要家が負担している設備等を無償で提供するなど、正常な商慣習に照らして不当な利益をもって自己と取引するように誘引する行為は、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、不当な利益による顧客誘引等）。

## ○ガスの小売営業に関する指針（令和4年9月16日最終改定 経済産業省）（抜粋）

## 1 需要家への適切な情報提供の観点から問題となる行為及び望ましい行為

## (1) 一般的な情報提供

## イ 望ましい行為

## iv) ガス料金に工事費等が含まれている場合の請求書等への内訳明記

小売全面自由化後、ガス小売事業者が締結する個別の小売供給契約において、ガス小売事業者がガス導管事業者に対して託送供給約款に基づき支払った導管その他の設備に関する工事費等を当該小売供給に係る料金に含めて回収することが考えられる。

このような場合、ガス小売事業者は、ガス料金の透明性の確保の観点から、需要家への請求書、領収書等に当該工事費等の相当額を記載することが望ましい。

## 【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

## 1 供給条件の説明

## (3) 説明すべき事項

## ア 原則

ガス小売事業者は、需要家と小売供給契約を締結しようとするときは、以下の事項を需要家に対して説明しなければならない（ガス事業法第14条第1項及び施行規則第13条第1項）。

まず、ガス小売事業者等に関する基礎的な情報として、以下の事項の説明をする必要がある（以下、施行規則第13条第1項の号数を示す。）。

（中略）

さらに、締結しようとする小売供給契約について、以下の事項についても説明をする必要がある。

- ・小売供給契約の申込みの方法及び申込みの取扱いに関する事項（第5号）
- ・小売供給開始の予定年月日（第6号）
- ・小売供給に係る料金（当該料金の算定方法を含む）（第7号）

・導管、ガスマーテーその他の設備に関する費用の負担に関する事項（第8号）

(※) 具体的には、内管や本支管、整圧器等の設備の工事に伴い需要家に費用の負担が生じるのか否か（当該費用負担が小売供給に係る料金に含まれる場合にはその旨を明示することを含む。）及び当該費用負担の算定方法などが考えられる。

(以下略)